

公開用

初倉 船木

太田家古文書目録

島田市史編さん委員会

# 綴 込 み 資 料

## 太田家古文書目録

- 1 太田家文書の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（前1）
- 2 年 表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（前2）
- 3 近世文書分類表（文書目録の目次に替えて）・・・・・・・・（前3）
- 4 近現代文書分類表（文書目録の目次に替えて）・・・・・・・・（前4）
- 5 太田家古文書目録の利用に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・（前5）
- 6 古文書目録（分類「B-1」より）・・・・・・・・・・・・・・・・（No.1）

## 太田家文書の特徴

### 1 分野的に見る特徴

当家长書は計65点、内、近世文書（但し、明治5年迄）22点、近代文書43点からなっている。近世文書22点の内、質地・田地・借金証文等が15点で、土地を媒介とする金銭貸借関係文書が近世文書全体の68%に及ぶ。また近代文書は43点の内、土地売買・金銭貸借関係文書が16点あり、これまた近代文書全体の37%を占めている。

### 2 近世文書に見る特徴

#### (1) 村内のみの貸借関係

譲渡、年季売等、18世紀では元文5（1740）年から寛政11（1799）年まで7点、19世紀では天保4（1833）年から明治4（1871）年まで8点を数えるが、その全てが南原村内での出来事で、金子貸主、土地買主は新右衛門となっていて、他村に依存するものは一例もない。これは本文書が村役人の家筋からではなく、豪家新右衛門の子孫の所有によることと関係がある。つまり金子貸方の立場から、貸借関係や担保物件の証拠として、大切に保存する必要があったのである。

#### (2) 南原村の村役人

本文書類は村役人が證人になっている例がほとんどなので、その当時の名主（庄屋）組頭、百姓代といった村方三役の名前を確認することが出来る。それは年代順に示すと次のとおりである。

- ・元文5（1740）年 庄屋：六郎左衛門、
- ・安永5（1776）年 庄屋：平左衛門、 組頭：八右衛門、 百姓代：源次郎
- ・寛政7（1795）年 名主：八右衛門、 組頭：源右衛門、 百姓代：仁左衛門

- ・寛政11（1799）年 名主：八右衛門、 組頭：助右衛門、 百姓代：清左衛門
- ・天保4（1833）年 庄屋：伝四郎・伝次郎、年寄：平蔵、 百姓代：七右衛門
- ・天保6（1835）年 庄屋：伝次郎、年寄：平蔵、 百姓代：七右衛門
- ・天保12（1841）年 庄屋：浅右衛門・平蔵、 百姓代：七右衛門
- ・慶応元（1865）年 庄屋：伝四郎、年寄：権兵衛、 百姓代：五郎助
- ・慶応2（1866）年 庄屋：伝四郎、年寄：権兵衛、 百姓代：五郎助
- ・明治4（1871）年 名主：平井伝四郎

### 3 近代文書に見る特徴

#### (1) 土地売買証文から

売渡先のほとんどが太田新作となっている。この太田新作とは、江戸時代の新右衛門の家筋にあたる人物である。これは明治2年、新政府より家名・小名改正のお触れが出て、「右衛門」とか「左衛門」とか「兵衛」などを名前の一部に付すことが一時出来なくなり、更に同3年9月、平民に苗字の称が許可されたことから来る改名の結果、新右衛門から太田新作に改名したものである。

#### (2) その他

本文書中、明治18年の「縄請惣高」（状）には縄請の内訳が示され、その計274円44銭6厘（利：93円67銭9厘）など見えるし、また明治31年の『貯蓄講並積縄請取帳』（綴り）は積縄受け取り、借用・売渡証などを綴っていて、これらは当時の報徳仕法のやり方を物語るものではないかと判断される。とすれば初倉地域の報徳仕法の普及を知る上で貴重な資料となるであろう。

年表 応仁元年(1467)~平成9年(1997)まで

改元年の月と閏月をのせる。但し閏月は○入り

Table with columns for year, month, and zodiac sign, listing dates from 1467 to 1997. Includes leap months marked with a circled 'O'.

## A 支配

- 1 領知 ①領主関係 ②領地関係 ③家臣関係 ④役所関係 ⑤建白書 ⑥王政復古
- 2 法令 ①法度 ②条目 ③定書 ④高札 ⑤掟 ⑥触書 ⑦達 ⑧五人組前書
- 3 治安 ①犯罪 ②取締 ③刑罰 ④喧嘩 ⑤騷擾・一揆 ⑥各種詫状  
⑦博奕 ⑧心中 ⑨防犯 ⑩俟約 ⑪奢侈取締 ⑫風俗取締 ⑬鉄砲改

## B 土地

- 1 検地 ①検地条目 ②検地 (a 検地帳 b 水帳 c 清野帳 d 地押改帳 e 高反別改帳  
f 田畑高名寄帳 g 田畑貫高帳 等)  
③新田検地 (a 新田検地帳 b 切開帳 c 切添帳 d 起返帳 等)
- 2 免租地 ①朱印地 ②除地 ③引地
- 3 新田開発 ①山林原野 ②隠田畑 ③河原 ④鷹場
- 4 所有地 ①所有者 ②登記 ③境界紛争

## C 貢租

- 1 年貢 ①物成 ②本途 ③取箇 ④成箇 ⑤地子 ⑥年貢割付状 ⑦免状  
⑧年貢皆済目録 ⑨口米 ⑩込米 ⑪欠米 ⑫小物成 ⑬先納 ⑭廻米 ⑮未進  
⑯延納
- 2 課役 ①国役 ②高掛物 ③村役 ④人足役 ⑤浮役 (a 運上 b 夏加)
- 3 地租 ①税金 ②改正関係

## D 村制・戸口

- 1 村概況 ①村差出明細帳 ②村鑑 ③他村高帳等
- 2 村政 ①村役人 (a 勤役 b 給与 c 交替) ②規約 (a 村法・村定 b 誓詞)  
③村方帳簿 (a 御用留 b 御用触書 c 覚書 d 願書 e 役向日記 f 諸書上帳 等)
- 3 村入用 ①村入用帳 ②村賄帳 ③巡見使諸入用帳 ④郷借証文
- 4 戸口 ①戸口改 ②宗門改 (a 人別改帳 b 宗門改帳 c 五人組改帳 d 人数増減改帳)  
③宗門一札 ④宗門送状 ⑤宗門諸状 ⑥欠落 ⑦戸籍

## E 諸産業

- 1 農業 ①耕作 ②農作物 ③農具 ④肥料 ⑤技術 ⑥農産物 ⑦養蚕  
⑧出作 ⑨入作 ⑩農業帳簿 (a 農業耕作方覚書 b 大福帳 c 田畑小作人元帳 等)
- 2 小作 ①小作人 ②小作慣行 ③小作料 ④小作紛争
- 3 入会 ①入会地 ②入会慣行 ③入会形態 ④入会紛争
- 4 林業 ①造林 ②伐木 ③造材 ④運材 ⑤材種 ⑥木炭・椎茸等 ⑦御林守  
⑧その他特産物
- 5 水産業 ①漁業 ②漁船 ③入会 ④水産物 ⑤水産加工品 ⑥製塩  
⑦漁撈組織 (a 網元 b 網子)
- 6 畜産 ①牧畜 ②家畜 ③牛馬 ④牛馬役 (牛馬改帳) ⑤飼料
- 7 鋳業
- 8 工業 ①紙漉 ②織布・機械 ③製糖 ④大工 (a 家大工 b 船大工 c 細工物 等)  
⑤その他

## F 商業

- 1 一般 ①市場 ②商店 ③商品 ④商人 ⑤問屋 ⑥卸 ⑦小売 ⑧仲買 ⑨行商  
⑩組合 ⑪株仲間 ⑫商取引 ⑬売買 ⑭譲渡 ⑮手数料  
⑯商業帳簿 (a 金銭出入帳 b 大福帳 c 仕入帳) ⑰広告

## F 商業

- 2 金融 ①為替 ②両替 ③手形 ④無尽 ⑤講掛金 ⑥貨幣 ⑦借金証文 ⑧田地証文  
⑨質地証文 ⑩借入金明細書 ⑪貯蓄

## G 交通・通信

- 1 宿駅 ①街道 ②宿帳・問屋 ③宿役人 ④問屋・問屋場 ⑤継立人馬 ⑥帳簿 ⑦拝借金  
⑧本陣 ⑨旅籠 ⑩加宿・地方
- 2 助郷 ①定助郷 ②加助郷 ③代助郷 ④帳簿類 ⑤助郷訴訟
- 3 通行 ①陸上・海上・河川・湊 ②渡し ③驚籠 ④馬背 ⑤賃銭 ⑥関所 ⑦通行手形  
⑧交通機関 (a 荷車 b 人力車 c 馬車 d 船 等)
- 4 通信 ①飛脚 ②宿継 ③廻状 ④業者

## H 水利・土木

- 1 水利 ①治水 ②河川・湖・池・溜池 ③灌漑 ④排水 ⑤樋 ⑥堰 ⑦組合 ⑧紛争
- 2 土木 ①普請 (a 道路 b 堤防 c 橋梁) ②家作 ③資材 ④労力 ⑤費用
- 3 河川 ①海兵 ②流木 ③難破船

## i 災害・救恤

- 1 災害 ①凶荒 ②飢饉 ③地震 ④火災 ⑤風水害 ⑥流行病
- 2 救恤 ①救米金 ②負担軽減 ③復旧助成 ④備荒貯蓄

## J 教育・文化

- 1 教育 ①学校・寺子屋 ②私塾 ③教師 ④生徒 ⑤教科書
- 2 学芸 ①諸学問 (a 儒 b 国 c 洋 d 心 e 医 f 兵 g 易 h 天文) ②俳諧・和歌  
③曆学 ④本草学
- 3 文化 ①隨筆 ②見聞録 ③旅行記 ④絵画・書 ⑤工芸 ⑥地方書 ⑦農書 ⑧音楽

## K 宗教・習俗・身分

- 1 宗教 ①仏教 ②寺院 ③神道 ④神社 ⑤切支丹 ⑥教会 ⑦僧侶 ⑧神宮 ⑨宣教師  
⑩山伏 ⑪檀家 ⑫氏子 ⑬祭礼 ⑭祈祷 ⑮勧進 ⑯寺社造営修復 ⑰由來
- 2 習俗 ①年中行事 ②冠婚葬祭 ③贈答 ④娯楽 ⑤言語 (a 方言 b 俗言 c 流言 d 落首)  
⑥風俗 ⑦口碑 ⑧伝説 ⑨民謡 ⑩迷信 ⑪講 ⑫宮座 ⑬若者組 ⑭遊山  
⑮参詣 ⑯巡礼
- 3 身分 ①士農工商 ②郷土 ③浪人 ④無籍者 ⑤非人 ⑥一本証文 ⑦一般雇用人  
⑧年季奉公人 (a 証文 b 請人 c 給与)

## L 軍事

- ①海防 ②農兵 ③戦争

## M 地区

- ①村絵図 ②寺社絵図 ③河川・沼・港絵図 ④山絵図

## X 家

- ①家憲・遺訓 ②家譜 ③由緒 ④過去帳 ⑤家格 ⑥苗字帯刀御免 ⑦本家  
⑧分家 ⑨相続 ⑩養子縁組 ⑪家業 ⑫家産 ⑬日記 ⑭書簡 (私信) ⑮姓  
⑯結婚 ⑰生死 ⑱衣食住

## Y 典籍

- ①和 ②漢 ③外

## Z 雑

- ①断簡 ②その他

I 政治行政

- 1 町村政＝町政、村政、旧村・区
- 2 戸口＝国勢調査
- 3 国・県・郡政＝中央政治、皇室、地方制度、県政、県布達、県公報、県会、郡政、郡会、政界人物
- 4 選挙＝選挙制度、衆議院・貴族院議員選挙、県議会議員選挙、郡議会議員選挙、町村議会議員選挙
- 5 村入用・民費＝村入用、民費
- 6 租税＝年貢、租税
- 7 財政＝国家・県（藩）・郡、町村
- 8 土木・水利＝道路普請・工事、治水、水利、治山
- 9 政党＝政党、地域結社・政社
- 10 司法・警察・消防＝司法一般、裁判・裁判所、警察、犯罪、消防
- 11 戦争・兵事＝陸・海軍、部隊、徴兵検査・兵役、銃後組織・援護、戦災

II 経済・産業

- 1 地租改正＝地租改正、農地改革
- 2 土地＝地目、開墾、土地売買、土地移動
- 3 物価・景況＝物価、賃金家計、景況、農林業の景況、商工鉦業の景況
- 4 経済団体＝報徳社、産業組合、その他農林業団体、商工業団体、実業家
- 5 農林業＝米、茶、柑橘、蔬菜、凶荒、農事、農会、林業、地主と小作
- 6 鉦工業＝繊維工業、食品工業、軽工業、機械金属、その他重化学工業、公益事業
- 7 商業＝卸売業、小売業、貿易・商社、飲食店・サービス業
- 8 金融＝政府系金融機関、勸業銀行・農工銀行、国立銀行・普通銀行、証券・保険・信用金融（講・質・個人金融）
- 9 運輸・通信＝道路、鉄道、自転車、郵便、電信、電話

III 社会・労働

- 1 社会団体＝町内会・部落会・隣組、若者組・青年会・青年団、子供組・少年団、在郷軍人会
- 2 婦人団体＝娘組・処女会・女子青年団、愛国婦人会、国防婦人会、キリスト教系婦人会、その他婦人諸組織、女工、職業婦人、恋愛・結婚、家族制度、売春・芸妓・身売り、廢娼運動、婦人解放運動、女性風俗、婦人活動家

III 社会・労働

- 3 社会運動＝社会主義運動、部落解放運動、消費組合運動、公害運動
- 4 労働・農民運動＝農民組合、労働組合、農民運動、労働運動
- 5 社会事業＝生活経済保護、児童福祉、医療保険、身体障害者福祉、更生保護、方面委員・社会事業協会、社会保護
- 6 医療・衛生・救恤＝医療・衛生行政・保健所、漢方医、医師・医師会、看護婦・助産婦、病院、伝染病・流行病、医薬品、赤十字
- 7 災害＝風水害、震災、火災、公害、消防・防災、霜害・ひょう害、干害、交通事故・遭難
- 8 世相・民情＝衣食住、風俗・流行、心中・自殺・墮落、年中行事（まつり）、奇習・珍談、電気・電灯、水道、電話、観光・温泉、奉公

IV 教育・文化

- 1 学校＝教育行財政、私塾、小学校、中学校、師範・実業・青年学校、高等教育、幼稚園・保育所・託児所、女子教育、各種学校、教育会、教育運動、教科書、教育勸語、郷土教育、特殊教育、学校医
- 2 社会教育＝図書館・博物館、村舎・公民館、成人教育、性教育（産児制限）、各種検定
- 3 宗教・習俗＝神道、教派神道、仏教、キリスト教、民間信仰（俗信・迷信）
- 4 学問・出版＝発見・発明、学術活動、郷土（地域）研究、新聞、雑誌、郷土出版、放送
- 5 文学＝小説、詩歌・俳句、文学結社、文学運動、同人雑誌、郷土出身作家
- 6 芸能・芸術・スポーツ＝伝統芸能、芝居、演劇、美術、音楽、映画・幻燈、陸上競技、球技、水泳、格技、社会教育、書画・骨董

V その他

- 1 郷土史（誌）
- 2 人物
- 3 家政＝家業、家計、手帳
- 4 日記・書簡＝日記、書簡、手帳
- 5 洋行・移民＝洋行、移民
- 6 雑＝国内事情、海外事情、断簡、その他

## 太田家古文書目録の利用に当たって

## I 文書目録の見方について

## 1 文書の分類

本古文書の内容は江戸時代から明治・大正時代にわたっています。江戸時代までの文書は「近世文書分類表」(明治5年迄)により、また明治以降の文書は「近現代文書分類表」によって分類しています。例えば江戸時代ならば、「近世文書分類表」のA項目から「A-1」・「A-2」・「A-3」、次のB項目は「B-1」・「B-2」……、また明治・大正時代のものは「I-1」・「I-2」……「II-1」・「II-2」……というふうに各項目ごと、年月日の早いものから順に配列する方式をとっています。年代の特定出来ない文書はそれぞれの分類項目の最後尾にまとめて配列しました。太田家文書の場合、「B-1」から「C-1」へと、次はいきなり「F-2」、「J-3」……と展開しています。

## 2 「通し番号」と「文書番号」について

- (1) 「通し番号」とは本文書目録の最左端上部に付した一連の番号数字で、分類別かつ年代順に古い事項から一連番号を付したものです。
- (2) 「文書番号」とは、「通し番号」の下に付した番号数字のことで、これは調査の際に文書挿入の封筒に付した数字と一致しています。あとで説明してありますが、この「文書番号」が原文書を取り出す時の鍵数字となります。

## 3 「年号」欄、「標題」欄、「差出人・受取人」欄について

- (1) 時折り、「欠」とか「なし」とかの表示がありますが、「欠」とは、もと原文書に記入してあった筈の文字が、虫喰いとか破損等で欠落していることを意味しています。また「なし」とは、原文書にもともと記入しなかったことを表しています。
- (2) 標題欄等で、語句を( )で表記しているところがあります。これは原文書に記載されている文字ではありません。「なし」や「欠」としたり、また何も書かないままよりも、少しでも文書内容の意味がくみ取れるように、調査の際に仮の言葉で新たに補った文字や語句です。但し、西暦年は常に( )内に示し例外です。

## 4 「摘要」欄・「備考」欄について

- (1) 摘要欄には原文書内容の要旨や特徴を記載し、いちいち原本に当たらなくてもおよその文章内容が把握出来るようになっています。
- (2) 備考欄には本文内容以外の補足事項を必要に応じて記入しました。

## 5 「形態」欄と「数量」欄について

- (1) 形態欄に「状」・「縦」・「横」・「綴り」等の表示がありますが、「状」とは「一紙文書」のこと、「縦」とは縦帳面のこと、「横」とは横帳面のこと、「綴り」とは複数の帳面を一括し綴りにしているもの等、を意味します。
- (2) 数量欄の数字は、一つの封筒の中に入れた文書の枚数のこと、帳面ならば冊数になります。

## 6 「撮影」欄と「箱番号」欄について

- (1) 撮影欄には、太田家古文書の調査の際にコピーして、そのコピー文書を当市史編さん室(博物館)が所持していることを意味しています。
- (2) 箱番号とは、当市史編さん室(博物館)にある「コピー文書」の保管箱の番号です。

## II 古文書原本の取り出し方について

- 1 古文書収納箱の中には、封筒に入った古文書が分類B-1、F-2等、分類項目ごとに分けられてあって、大きな袋(同一分類による文書群の挿入袋)に入っています。この分類袋と文書目録の「文書番号」から該当文書を取り出すことができます。
- 2 古文書の取り出し方について、一例をあげると次の通りです。  
例えば文書目録の「通し番号」6の文書を取り出すとします。この通し番号6の「文書番号」は「11」で、分類は「F-2」です。  
そこで、まず分類F-2の挿入袋(同一分類による文書群の挿入袋)を出します。そしてこの大きな封筒の中から文書番号「11」の封筒を選び出せば該当文書が得られます。以下、取り出す要領はすべて同じです。

## III 文書の扱いについてお願い

- 1 古文書を取り出したならば、しまう時には必ず元の挿入袋に納めてください。これを取り違えると、次回引き出すとき行方不明となり、場合によってはすべての古文書に当たらなければならなくなります。
- 2 古文書がいつまでも傷まないように、時々乾燥剤や防虫剤を収納箱の中に入れ替えてください。

地区番号：6 地区名：初倉 船木 太田家古文書目録

B-1 土地-検地

NO. 1

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦( )・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原=写 本=真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1 55	B 1	寛政3年3月 (1791年)・亥		新田本 合田畑坪付写覚長	○南原村:太田新左衛門(裏妻様) ●なし	上田・中田・下田の場所別 分米・年貢の記載あり。		原本	横	1		
2 51	B 1	なし		覚	○なし ●なし	新田、下田7畝3歩、高7斗1升、その他同所:上田24歩、高1升4合など16畝所の合計:高3石7斗2升2合5勺とある。併田畑分の書出し。		原本	状	1		
3 59	B 1	なし		覚	○なし ●なし	場所別に、上田、中田、下田、屋敷、下畑、下々畑、以上の分米、取米を記載する。合高3石7斗3升2合5勺。		原本	状	1		
4 60	B 1	なし		覚	○なし ●なし	小字ごとに田畑、屋敷の区別、分米を一筆ごとに記載し、最後に合高3石3斗3升2合5勺、とある。		原本	状	1		

C-1 貢租-一年貢

5 56	C 1	嘉永7年 (1854年)・寅		免割之扣	○なし ●新右衛門	本田、新畑、新屋敷を一筆ごとに、石高と取米を記載し、高計:5石5斗4合1勺、取米:2石4斗2升6勺5才、とある。		原本	状	1		
---------	--------	-------------------	--	------	--------------	--	--	----	---	---	--	--

F-2 商業-金帳

6 11	F 2	元文5年2月 (1740年)・申		売渡シ申畑手形之事	○南原村庄屋・売主:六助左衛門、同所小七郎、売主:平兵衛、 同所七太夫、産人:金左衛門 ●新平	1分2朱(分金)借用。年貢に差し詰まったため、賣物は下畑2畝23歩、新畑分米1斗3升5合とする。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78
7 15	F 2	安永5年12月 (1776年)・酉		拾年季=売り渡し申田地手形之事	○南原村売主:七右衛門、庄屋:平左衛門、御頭:八右衛門、百 姓代:義久郎 ●同村:帯六	当申年の年貢納入に回り、下田3畝22歩(分米3斗7升3合3勺)を、金2両2分で10年季に売り渡す。		原本	状	1	○	78
8 7	F 2	天明6年12月 (1786年)・午		拾年季=売渡申畑手形之事	○南原村売主:兵左衛門、産人:清右衛門、御頭:安右衛門、 庄屋:平五郎 ●同村:新右衛門	当申年の年貢納入に回り、我等名田の下畑3畝12歩(分米1斗7升)の地を、金1両2分で10年季にて売り渡す。		原本	状	1	○	78
9 13	F 2	天明6年12月 (1786年)・午		譲り渡し申山手形之事	○南原村賣主:同所産人:藤三郎、兵兵衛 ●同所:新右衛門	当申年の年貢納入に回り、我等持林(東西南北の境を示す)を、金1両2朱にて譲り渡す。		原本	状	1	○	78
10 36	F 2	寛政5年12月 (1793年)・丑		譲り渡し申山手形之事	○南原村賣主:兵兵衛、産人:平七・八右衛門・七兵衛、外1人 ●同村:新右衛門	当申年の年貢納入に回り、自分持林の内、白山1ヶ所(東西南北の境を示す)を金1両にて譲る。		原本	状	1	○	78
11 2	F 2	寛政7年12月 (1795年)・卯		拾年季=売渡シ申畑手形之事	○南原村賣主:福八、産人:八右衛門、同所御頭:源右衛 門、同所百姓代:仁左衛門、 ●同村:新右衛門	当申年の年貢納入に回り、上原坪の下畑2畝12歩(分米1斗4升1合7勺)を金1両3分にて10年季に売り渡す。10年後の申年暮に金子返着の折りにはこの下畑は返却されるものとする。	虫喰いあり。	原本	状	1	○	78
12 10	F 2	寛政11年正月 (1799年)・未		拾年季=売渡シ畑手形之事	○売主:有貞村:兵左衛門、産人:伝兵衛、同所百姓代:清左衛 門、同所御頭:助右衛門、同所名主:八右衛門 ●同村:新右衛門	当申年の年貢納入に回り、新畑1畝19歩(分米8升3合)を、金2両にて10年季に売り渡す。10年後の申年暮に元金返着の折にはこの新畑返却されるものとする。		原本	状	1	○	78
13 9	F 2	天保4年6月 (1833年)・巳		山林證文之事	○売主:惣右衛門、産人:弥左衛門、百姓代:七右衛門、兵衛; 平藤、庄屋:伝四郎、同所:伝次郎 ●新右衛門	勘所なき理由により山林(2畝16歩一畝長明寺)を金1両1分にて売り渡す。当申年の年より貴殿の持林となることに譲り渡す旨がない。	虫喰い著しい	原本	状	1	○	78
14 16	F 2	天保6年12月 (1835年)・未		譲渡し田地證文之事	○南原村加地賣主:惣左衛門、御頭産人:惣右衛門、百姓代:七 右衛門、年季:平藤、庄屋:伝次郎 ●同村:新右衛門	年貢納入に差し支え、高合3斗2升4合1勺の地を、金9兩にて譲り渡す。当申年より貴殿名田となる。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78



15 1	F 2	天保12年5月 (1841年)・丑	譲り渡し申候山證文之事	○南原村山林主:清右衛門、證人:清次郎、百種代:七左衛門 庄屋:清右衛門、平蔵 ●同村:新右衛門	子年の年貢・諸入用に差し支え、我等所有の山林を代金1分3朱にて譲り渡す。 このことに付き差も異存を候むものはない。		原本	状	1	○	78
16 34	F 2	安政6年正月 (1859年)・未	差出し申一札之事	○同村(南原)畑主:兵左衛門、堀野兵衛、司野兵衛、近 所:市藏、甚藏、立会人:半六・阿清三郎 ●同村:新右衛門	先年黄殿へ年季證文にて売渡した畑2ヶ所、この度周囲の者熱意の上、未代譲り 渡すこと推過なし。	虫喰いあり	原本	状	1	○	78
17 3	F 2	慶応2年12月 (1866年)・寅	拾年季ニ売渡申畑證文之 事	○南原村畑主:清六、堀野證人:清右衛門、百種代:玉郎助、 年寄:権兵衛、庄屋:伝四郎 ●同村:新右衛門	当季年の年貢・諸入用に困り、字惣右衛門前畑の高1斗2升(取米3升2合8勺 8才)の畑を、金14兩にて10年季に売り渡す。年季別け、代金返済と同時に返 してもらう。		原本	状	1	○	78
18 4	F 2	慶応元年12月 (1865年)・丑	以趣意永代譲渡し申田地 證文之事	○南原村地蔵主:権三郎、堀野證人:清右衛門、百種代:玉郎 助、年寄:権兵衛、庄屋:伝四郎 ●同村:新右衛門	当季年貢・諸入用に困り、本田(高4斗7升3合、高3斗6升4合)を代金56 兩にて未代譲り渡す。		原本	状	1	○	78
19 30	F 2	明治元年12月 (1868年)・辰	添書一札之事	○南原村畑主:清六、同所證人:清右衛門 ●南原村:七左衛門	先年、惣五郎前の畑地1ヶ所を、金14兩にて差し上げたが、今度更にお願いし て金2兩2分の増し金を受け取る。		原本	状	1	○	78
20 8	F 2	明治4年暮 (1871年)・未	1年季添書之事	○籠藏、引請人名主:平井伝四郎 ●新右衛門	「牛田反別7畝歩(この高8斗4升)、中田反別1畝歩(この高1石2斗)、反 別合計1反7畝歩、代金90」、この証文本書は5ヶ年季に差し上げたものであ るが、実は6ヶ年季になるので、この添書を差し上げる。		原本	状	1	○	78

## J-3 教育・文化-文化

21 26	J 3	享和元年10月26日 (1801年)	将基粹令 下 名人 大橋宗英 点定	○なし ●なし	飛・香帯ちで大橋宗英が川屋全蔵に勝った、その書存。		原本	縦	1		
----------	--------	-----------------------	----------------------	------------	---------------------------	--	----	---	---	--	--

## Z 雑

22 48	Z	欠	断簡	○欠 ●欠	一紙文書の包み紙等。		原本	状	14		
----------	---	---	----	----------	------------	--	----	---	----	--	--

近代の部

NO. 3

I-1 政治行政-町村政

送し番号 大書番号	分類	年号 西暦 ( ) ・ 下支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本・真	形態	数量	撮 影	箱 番 号
23 39	I 1	なし		なし	○なし ●なし	諸届けの雛型、別記として、諸届けの手数料あり、外に届けとして、出生・死亡届け、男女の入籍、転入届け等を紹介する。		原本	綴り	1		

I-3 政治行政-国・県・郡政

24 61	I 3	昭和15年6月1日～ 16年11月1日		初倉時報綴	○初倉村農協編集人: 初倉村番田: 藤 清 ●なし	初倉村の時事、兵事、統計、統計、衛生、社会、防空・疫患などの月刊報。		原本	綴り	1		
----------	--------	------------------------	--	-------	------------------------------	------------------------------------	--	----	----	---	--	--

I-4 政治行政-選挙

25 52	I 4	明治12年5月 (1879年)		なし (村会議員当選証書)	○磯原郡船木村戸長: 平井義右衛門 ●太田新平	村会議員に当選したその当選証書。		原本	状	1		
----------	--------	--------------------	--	------------------	----------------------------	------------------	--	----	---	---	--	--

I-6 政治行政-租税

26 53	I 6	明治39年5月15日 (1906年)		明治39年5月15日税 金納扣帳	○なし ●なし	明治39年度～40年度の地租、車税、等を記録したもの。		原本	横半	1		
27 32	I 6	(明治年間)		(金子受取伝票)	○坂本村戸長: 坂本 謙一 ●太田新作	池方税納入票		原本	票	一括		

I-11 政治行政-司法・警察・消防

28 57	I 11	明治38年4月10日 (1905年) ・ 巳		(書簡)	○第4軍後備歩兵第3旅団後備歩兵第34連隊第中隊第1小隊第1分隊: 太田厚吉 ●磯原郡船木村: 太田新作	軍隊で、無事に働いていること、家内の安否をたずねた書状。		原本	状	1		
29 27	I 11	明治40年6月24日 (1907年)		異動届	○磯原郡船木村戸長: 太田新作 ●磯原郡船木村: 太田厚吉 ●磯原郡船木村: 神 伸二	家督相続により兵籍を変更する、という異動書。		原本	状	1		
30 42	I 11	大正13年8月31日 (1924年)		幹雄餓別帳	○なし ●なし	出征の時の餓別を記録したもの。		原本	横半	1		

II-1 経済・産業 地租改正

31 21	II 1	明治14年4月 (1881年)		地券	○静岡県主事磯原部長: 関口 潜 ●磯原郡船木村: 太田新作	明治20年2月、当地券の記載事項は、地券そのものと共に太田新作の所有となる。		原本	厚紙	1		
32 20	II 1	明治14年4月 (1881年)		地券	○静岡県主事磯原部長: 関口 潜 ●磯原郡船木村: 太田新作	太田新作所持の田圃で、その後の土地移動はない。		原本	厚紙	15		
33 18	II 1	明治14年4月 (1881年)		地券	○静岡県主事磯原部長: 関口 潜 ●磯原郡船木村: 高橋久吉	田圃2畝12歩、これが明治15年には高橋久吉、20年に高橋そで、22年には太田新作の所持となる。		原本	厚紙	2		
34 19	II 1	明治15年1月15日 (1882年)		地券	○静岡県主事磯原部長: 関口 潜 ●磯原郡船木村: 太田新作	太田新作の所持する1林3畝4歩、地価47銭の地券。		原本	厚紙	1		
35 17	II 1	明治19年6月17日 (1886年)		地券	○静岡県主事磯原部長: 河村八郎次 ●太田新作	山林3畝歩、畑3畝24歩の所持者 太田新作の地券。この土地移動はなし。		原本	厚紙	2		
36 12	II 1	明治20年3月4日 (1887年)		地券	○静岡県主事磯原部長: 星野敏太郎 ●船木村: 太田新作	太田新作の土地4畝(・林=1畝2歩、・田26歩、・田10歩、・田8歩)がある。その土地移動はない。		原本	厚紙	4		

37 54	II 2	明治5年11月 (1872年)・壬申	田畑反別覚帳 太田新作	○静岡縣第10大区23小区、船木村:太田新作(裏表紙) ●なし	上田、中田、下田の高・取米・備米、中畑、下畑、屋敷の高・取米の記載あり。 また、田地收穫、地価等を記載する。		原本	横	1	○	78
38 45	II 2	明治10年1月 (1877年)	改田畑反別記帳	○静岡県船木:太田新作(裏表紙) ●なし	宅地、開墾地、松林、田、畑地の收穫米、地価を記載する。		原本	横	1	○	78
39 46	II 2	明治11年1月 (1878年)・寅	改種地価簿	○静岡県第10大区23小区船木村:太田新作 ●なし	宇波河原坪2口、分米5斗7升2合7勺、入分、前田、分米合8斗1升4合、 外1件		原本	横	1		
40 23	II 2	明治12年2月 (1879年)・卯	売渡地之証	○静岡県第17区第3小区船木村売渡人:太田惣盛、外證人2名 ●太田新作	宇波太前の畑4畝18歩、地価13円66銭8厘。この土地売渡金27円を受取る。 新地券証を渡す。	戸長池田亦太郎の證書あり。	原本	縦	1		
41 40	II 2	明治19年4月20日 (1886年)	地所売渡証	○静岡県牧之原売渡人:大車蔵重、保証人:小嶋清直 ●船木村:太田新作	売り地:宇中原、畑売れ1畝4歩、売渡代金33銭、明治19年5月20日。	戸長堀本順一 師の証明あり。	原本	状	1	○	78
42 29	II 2	明治20年1月13日 (1887年)	地所売渡之証	○遠江國駿原郡船木村売渡人:太田小七、保証人:太田善吉外1 ●太田新作	田8歩、この地価41銭5厘、地租1銭、この田地を24銭で売り渡す。	外に3通を渡す	原本	綴り	1		
43 28	II 2	明治22年1月16日 (1889年)	地所売渡証	○静岡県船木村売渡主:高橋そと、現領保証人:福世栄吉、外2 ●太田新作	船木字谷川西に存する、①田4畝39歩(地価26円38銭9厘)、②田7畝3 歩(地価37円70銭4厘)、③田2畝2歩(地価12円75銭7厘)、④田2 畝4歩(地価12円42銭8厘)、以上4箇所、代金98円にて売り渡す。		原本	縦	1		
44 31	II 2	明治22年1月 (1889年)	地所証明願	○船木村:高橋そと ●阪本村外4ヶ村戸長:堀本器一郎	船木村に存する4口の田、すなわち、①4畝29歩(地価26円38銭9厘)、 ②7畝3歩(地価37円70銭4厘)、③2畝12歩(地価12円75銭7厘) 、④2畝14歩(地価12円710銭8厘)、以上田地、自分の所有地である ことの証明を願ひ出したもの。	虫喰い少々あり	原本	縦	1		
45 50	II 2	(明治22~37年)	地所売渡證書 地所登記済証下付願	○省略(多数) ●太田新作、杉川治安裁判所相良出張所	地所売渡證書4件(5筆)、地所登記済証下付願2件(5筆)。		原本	綴り	1		
46 6	II 2	明治35年1月3日 (1902年)	金子受取之証	○初倉村船木:村田茂牛、司理人:河村東彦 ●同村:太田新作	田2反3畝4歩(内1畝7歩は畦)の土地を240円16銭で売り渡す。登記の 終わりしだい本證書の返還を願う。		原本	状	1		

II-4 経済・産業-経済団体

47 58	II 4	欠 9月13日	(案内状)	○積善講 ●略	徳原郡自治会、浅井講師による講演会の案内状。		原本	状	1		
48 37	II 4	欠	記	○略 ●略	金子受取の票。		原本	票	4		

II-5 経済・産業-農林業

49 63	II 5	(明治18年)1月 (1885年)	縄請惣高	○なし ●なし	縄請の内訳が示され(金274円44銭6厘)、その利93円67銭9厘。		原本	状	1		
50 41	II 5	明治23年4月17日 (1890年)・寅	証	○初倉村取立:杉村太治郎、小沢格蔵 ●太田新作	両木の木、但し根共、金谷町杉本盛太郎に売却したが、同人より我等に受取って 欲しいとのことなので、我々が代金を支払った。別に杉本太郎宛に1通あり、 代金1円餘に受取ったので、何時でも取り返してよい、とある。		原本	状	1		
51 25	II 5	なし	記	○なし ●なし	風附として7項目、計17頁990字と記してある。		原本	状	1		

II-8 経済・産業-金融

52 5	II 8	明治8年12月 (1875年)	添書一札之事	○船木字南原借人:太田福六、同所証人:太田清吉 ●船木字南原:太田耕作	金子3円借付、担保物件:惣太前畑、売却理由:年貢納入用にとさる。		原本	状	1		
---------	---------	--------------------	--------	--	----------------------------------	--	----	---	---	--	--

53 33	II 8	明治13年2月 (1880年)	示談書	○ 船木村充義人：高橋久吉 ● 田原：太田新作	年季賃地宇谷川西地所、明治13年5月より同15年迄3か年の所、21年までとする示談書。金額等の記載はなし。		原本	状	1		
54 49	II 8	明治17年1月27日 (1884年)	年賦金証	○ 神戸村：益田親兵衛 ● 南原：太田新作	金14円73銭、内、金2円94銭、差引11円79銭、1年分金1円17銭9厘。17年より26年迄毎年12月20日かぎり割賦返済のこと。		原本	状	1	○	78
55 22	II 8	明治21年5月31日 (1888年)	請事金落札預り証	○ 太田新作、太田半三郎、太田作平 ● 平井梅次郎	金100円の請事金を、銀5両23歩(地金金14円8銭2厘)落札し戻かる。次回から決められた掛け金を怠りなく続ける。		原本	状	1		
56 24	II 8	明治26年5月22日 (1893年)	売渡之証	○ 神原茂登太郎 ● 南原：太田新作	刀一本、1円50銭にて、貴殿へ売り払う。その証明。		原本	状	1		
57 64	II 8	明治28年1月 (1895年)	第11号 積立簿通	○ 取巻人：太田善蔵 ● 太田新作	明治28年より連日記録。金銭の外に、米・粟での支払いの記載あり。		原本	横半	1		
58 65	II 8	明治28年1月 (1895年)	積金貸付並貯金簿	○ 取巻人(記名なし) ● なし	貸付金、貯蓄金、儲け上分類、其々に金額・貸付先等を記載してある。		原本	横	1		
59 14	II 8	明治32年1月10日 (1899年)・巳亥	借入金証書	○ 初倉村船木樺土：船木利介、保証人：平井弥平、司太田惣藤 ● 船木惣作	金3円借り出し：返済期は明治32年5月20日、元利返済の滞りは保証人により弁償する。		原本	状	1		
60 44	II 8	大正8年2月20日 (1919年)	金子預り証書	○ 慶原源利倉村船木：太田房吉 ● 慶原源吉田村河尻：岸本半七	金300円(差し地売買の代金)、貴殿より預かった代金、本年3月1日、この証と引き替えに渡す。		原本	状	1		

IV-1 教育・文化-学校

61 35	IV 1	明治37年1月12日 (1904年)	入学通知書	○ 船木源初倉村長：渡辺善次郎 ● 太田新作	初倉村尋常高等小学校からの入学通知書、太田新作の息女かねの入学通知書もある。		原本	状	1		
----------	---------	-----------------------	-------	---------------------------	--	--	----	---	---	--	--

IV-3 教育・文化-宗教・習俗

62 38	IV 3	なし	(石仏調査の件)	○ なし ● なし	末尾に「右石像安國川、因名、如是」の記述がある。宇日富日川、八幡あり、の例のように、仏像と思われる。坂口、西田、南原、神戸、井口、大塚、中河、初倉、色尾、沼沢、その他16ヶ所。		原本	状	1		
----------	---------	----	----------	--------------	--	--	----	---	---	--	--

V-3 その他-家政

63 62	V 3	欠	欠	○ 益田政助 ● 太田新作	酒等、購入の際の覚書き(通帳)。		原本	横	1		
----------	--------	---	---	------------------	------------------	--	----	---	---	--	--

V-4 その他-日記・書簡

64 47	V 4	大正6年6月16日 (1917年)	手紙	○ 朝鮮開国にて：村松第一 ● 初倉村船木南原：太田房吉	内地は田舎な時分か、と陸奥しつつ、兵地の1日を紹介している。例えば、朝食後、7時集合、点呼の後、練兵場へ行き、馬の引っぱり、などやる。自分の写真を送る、と書いている。		原本	状	1		
----------	--------	----------------------	----	---------------------------------	---	--	----	---	---	--	--

V-6 その他-雑

65 43	V 6	明治31年 (1898年)	貯蓄簿並積簿請取帳 取扱人	○ 略 ● 略	積簿受取のみでなく、借付証、差金証など一括繰込みにしてある。必ずしも明治31年のものではない。		原本	横綴	1		
----------	--------	------------------	------------------	------------	---	--	----	----	---	--	--